

議第二十一号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例について

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例（平成十一年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岐阜県部設置条例

第一条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「知事直轄組織及び」を削り、「十二部」を「十三部」に、「総務部」を「知事公室 総務部」に改める。

第二条の見出し中「部等」を「各部」に改め、同条中「知事直轄組織及び各部」を「各部」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 知事公室

イ 秘書及び広報に関する事項

ロ 適正な行政運営の確保に関する事項

ハ 人事及び労務管理に関する事項

第二条第二号イ中「適正な行政運営の確保その他」を削り、同号中ハを削り、ニをハとし、同号中「知事直轄組織及び」を削り、同号ホを同号ニとし、同条第三号に次のように加える。

ハ 統計に関する事項

第二条第五号ホを削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

知事直轄組織を再編し、知事公室を設置する等のため、この条例を定めようとする。